十日町市住民票の写し等の第三者交付に係る

本 人 通 知 制 度

住民票の写しや戸籍の証明書などを、本人以外の第三者へ交付した場合に、その交付した事実を事前に登録をした本人に通知します。

☆申込みから本人通知までの流れ

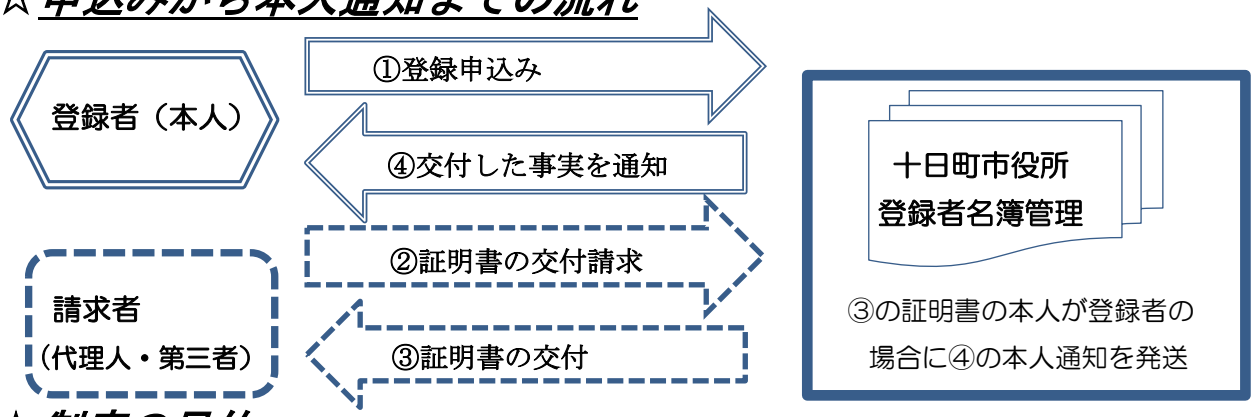

☆制度の目的

東京の法律事務所による戸籍等の不正請求事件が平成 23 年に発生しました。

このような第三者による不正請求や不正取得を抑止及び防止し、犯罪に悪用されたり個人の権利が侵害されたりするのを防ぐことを目的としています。

多くの方からこの制度をご利用いただくことで、不正請求や不正取得の抑止効果が増します。ぜひ登録申込みをして制度をご利用ください。

☆本人に通知する内容

1　第三者に交付した年月日
2　交付した証明書の種別及び枚数（証明書の種別ごとの交付枚数）
3　交付した請求者の区分（本人の代理人か、それ以外の第三者かの別）

☆本人通知の対象となる証明書

1	住民票の写し等の 証　　明　　書	住民票の写し・住民票記載事項証明書 消除されてから５年以内の住民票の写し
2	戸籍等の証明書	戸籍の附票の写し・消除された戸籍の附票の写し
3	戸籍等の証明書	戸籍とう（しょう）本・除籍とう（しょう）本　改製原戸籍とう（しょう）本　　戸籍（除籍）全部（一部）事項証明書

＊いずれも、十日町市が交付できるものに限ります。

☆登録申込みができる方

本人通知の対象とする証明書に記載されている方で、国内に住所がある方

（うら面もお読みください）

☆***第三者とは***

本人等の代理人	**・本人等からの依頼を受けて委任状を持参した人** 【本人等】とはつぎの方をいいます。 本人通知対象の１の証明書（住民票関係）＝本人及び同一世帯の人 ２及び３の証明書（戸籍関係）＝本人及び本人と同一戸籍に記載されている人及びその配偶者、直系の親族を含みます。
代理人以外の第三者（個人・団体）	**・自己の権利行使または義務履行のため、住民票の写し等が必要な人** **・住民票の写し等の記載事項を利用する正当な理由がある人** **・義務の履行のため住民票の写し等が必要な弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士**

注意：この制度は交付の事実を通知するもので、交付の可否を登録者本人に確認するものではありません。また、交付を差し止めるものでもありません。
正当な理由があれば、第三者でも交付請求できることが「住民基本台帳法」及び「戸籍法」で定められています。

☆***次の人（団体）からの請求は本人通知の対象としません***

- ☆*本人通知の対象となる証明書* １の住民票の写し等の証明書を交付した場合
  登録者本人及びその同一世帯の人からの請求
- ☆*本人通知の対象となる証明書* ２及び３の戸籍等の証明書を交付した場合
  登録者本人及び同一戸籍（附票含む）に記載されている人からの請求
- 国の機関または地方公共団体からの請求

☆***登録の期間***

登録をした日から５年を経過した日が属する年度の翌年度の１２月３１日まで
＊登録期間満了を迎える前に再登録の確認通知をお送りします。ぜひ継続してご利用ください。

☆***登録申込みに必要な書類***

下記の申込書や委任状等は十日町市ホームページからダウンロードできます。

申 込 者	必　　要　　書　　類
本人の場合	十日町市本人通知制度登録申込書　　本人確認書類（運転免許証など）
代理人の場合	十日町市本人通知制度登録申込書　　申込者の委任状と本人確認書類 代理人の本人確認書類
法定代理人	十日町市本人通知制度登録申込書　法定代理人であることを証する書類 申込者と法定代理人の本人確認書類

＊登録内容に変更が生じた場合や登録を取り消す場合は、「変更・廃止」届出書を提出してください。

受付窓口：市役所市民生活課市民係　　各支所地域振興課

平日の８時３０分から１７時１５分までにお越しください。お問合せ／市民生活課☎757−3116　FAX752-6924